

■教員の養成に係る組織

組織名	所管事項	構成員
<p>教職課程委員会 (全学委員会)</p>	<p>教育職員免許法に規定する科目に係る教職課程の編成および実施に関する事項、教育実習の事前事後指導に関する基本的事項、教員志望学生への支援に関する事項等</p>	<p>各学部長、各学部教務委員長、各学部実習指導委員長、その他学長指名（教職課程の「英語」「幼稚園・小学校」「栄養」から1名選出）</p>
<p>教務委員会 (学部委員会)</p>	<p>当該学部の主として専門科目の構成に関する事項、教育研究情報の提供に関する事項、当該学部の修学指導に関する事項、卒業要件に関する事項等</p>	<p>学科次長、学部長指名各学科教員2名選出</p>
<p>実習指導委員会 (学部委員会)</p>	<p>実習先の選定及び協議に関する共通的事項、事前事後指導に関する共通的事項、学外実習中における学生の安全確保に関する共通的事項、実習にかかる経費に関する共通的事項等</p>	<p>学部長、学科長、学科次長、実習担当教員</p>